

認定訓練 助成事業費補助金

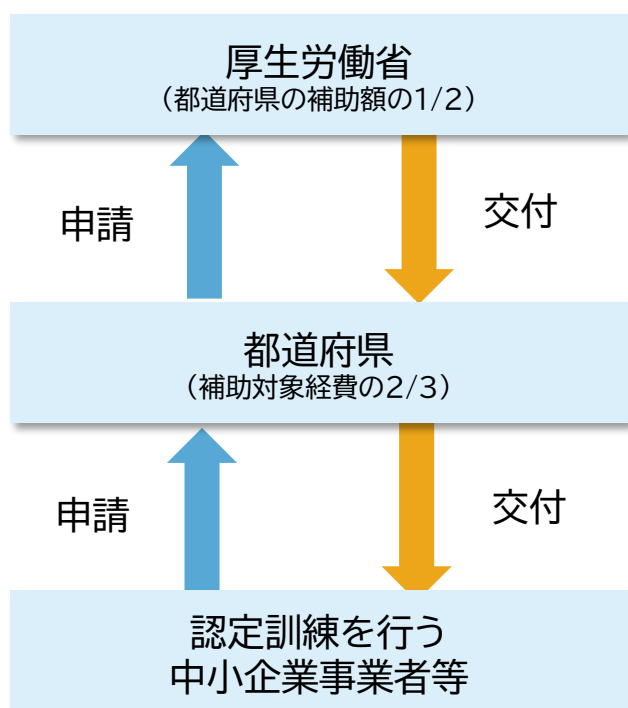
事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができます。

助成額

運営費		
助成対象者	中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人等	
助成の要件等	上記の者が単独又は共同して行う認定職業訓練の運営に要する経費	
助成者及び負担割合(上限)	国	都道府県
	1/3	1/3

施設・設備費			
助成対象者	都道府県、市町村、中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人等		
助成の要件等	上記の者が行う認定職業訓練のための職業訓練共同施設の設置及び職業訓練共同設備の設置又は整備に要する経費		
助成者及び負担割合(上限)	都道府県が設置する場合 国	市町村、職業訓練法人等が設置する場合 国	都道府県
	1/3	1/3	1/3

補助金の体系 (関節補助)



東日本大震災により被災した施設の復旧に係る施設費等の補助率の引上げについては

令和4年3月31日まで延長